

入札公告

下記のとおり一般競争入札（総合評価落札方式）同時提出型により行うので公告する。

なお、本入札に係る落札決定及び契約締結は、当該業務に係る令和7年度本予算が成立し、予算示達がなされることを条件とするほか、令和7年度本予算成立時期が大幅に遅れた際には契約締結を行わない場合があることを条件とするものとします。

本業務は、電子契約システム対象案件である。

1 公 告 日 令和7年2月6日

2 契約担当官等 分任支出負担行為担当官
東北農政局平鹿平野農業水利事業所長 横田 憲一郎

3 担 当 部 局 〒013-0051
秋田県横手市大屋新町字大平99-39
東北農政局平鹿平野農業水利事業所工事第一課工事第1係
電 話 0182-35-7781

4 業務内容等

(1) 業務名 横手西部農業水利事業
石持川幹線排水路他現場技術（その3）業務

(2) 業務目的 本業務は、横手西部農業水利事業における工事の設計、監督、関係機関との協議等及び事業実施に関する補助的作業を行うものであり、適正かつ効率的な事業執行と公共工事の品質確保に資することを目的とするものである。

(3) 業務内容

① 業務実施場所

秋田県横手市雄物川町薄井地内他

② 業務内容

- | | |
|-------------------|-----|
| 1. 設計に関する業務 | 1 式 |
| 2. 監督に関する業務 | 1 式 |
| 3. 関係機関との協議に関する業務 | 1 式 |

4. 事業実施に関する業務

1 式

(4) 履行期限 令和8年3月19日

(5) 入札・契約方式 一般競争入札（総合評価落札方式：実施方針重視型）同時提出型

本業務は、一般競争入札により、価格に加え、価格以外の要素も総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（実施方針重視型）で実施するものである。

(6) 本業務は、入札書と技術提案書等の提出を同時に行う業務である。

(7) 本業務は、ワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価する業務である。

(8) 本業務は、入札説明書の交付、申請書及び技術提案書の提出・受領に係る確認及び入札について原則として電子入札システム（以下「電子入札方式」という。）で行う対象業務である。

ただし、電子入札方式によりがたい者であって、紙入札方式（持参又は郵送）の承諾に関する承諾願を提出し承諾を得た者は、紙入札方式に代えることができる。

(9) 本業務は、技術提案の確実な履行の確保を厳格に評価するため、技術提案の評価項目に新たに「履行確実性」を乗じて技術評価を行う試行対象業務である。

(10) 本業務は、低入札業務における品質確保対策の試行対象業務であり、特別仕様書に記載する品質確保対策の履行状況については、業務成績評定に厳格に反映するとともに、状況内容によっては、東北農政局工事請負契約指名停止等措置要領（平成15年9月1日付け15北総第528号（経）東北農政局長通知）に基づき指名停止等の措置を講じる。

(11) 本業務は、契約手続きにかかる書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象業務である。

なお、電子契約システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙契約方式に代えるものとする。

5 競争参加資格要件及び評価基準

(1) 入札参加者に要求される資格要件

① 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条

の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

- ② 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- ③ 東北農政局における令和7・8年度一般競争（指名競争）参加資格の定期受付において、「測量・建設コンサルタント等業務」の申請を行い受理されている者で、開札時において「A等級」で「建設コンサルタント」の参加資格の認定を受けている者であること。

なお、開札時において「A等級」で「建設コンサルタント」に認定がされていない者が行った入札は、競争に参加する資格を有しない者が行った入札として「無効」とする。

- ④ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。なお、③の認定を受けた後にこれらの手続開始が決定された者にあつては、東北農政局長が別に定める手続に基づいて一般競争入札参加資格の再認定を受けている者であることを要する。
- ⑤ 農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について（平成19年12月7日付け19経第1314号大臣官房経理課長通知）に基づき、警察当局から、部局長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- ⑥ 東北農政局長から測量・建設コンサルタント等業務に関し指名停止を受けている期間中でないこと。

（2）資本関係又は人的関係に関する要件

同一入札に参加しようとする複数者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

（3）技術提案書の評価基準（技術点に関する基準）

① 企業の技術力

納品後における重大な設計ミスの発覚等による契約不適合の有無、地域貢献活動への支援、災害活動実績、表彰実績、再委託の内容、ワーク・ライフ・バランス等の推進に係る認定の取得状況等、賃上げの実施の表明

② 予定管理技術者の技術力（資格要件、業務執行技術力等）

技術者資格、過去の業務実績又は実務経験、過去の業務成績、技術者継続教育に対する取組み、専任性

③ 業務への取組方針（実施方針に対する技術提案等）

事業目的・業務内容の理解度、提案内容の的確性、実施手順・実施体制の妥当

性

6 入札説明書の交付期間、場所及び方法

入札説明書を電子入札方式により配布する。交付期間は、別表１の①に示す期間。

ただし、書面による交付を希望する場合には、あらかじめその旨を以下の交付場所に申し込みを行った上で、以下の期間、場所にて交付する。

なお、所定の交付期間、場所及び方法により入札説明書の交付を受けなかった者は、申請書及び技術提案書を提出できない。

（１）交付期間 別表１の①に示す期間

（２）交付場所 〒０１３－００５１

秋田県横手市大屋新町字大平９９－３９

東北農政局平鹿平野農業水利事業所工事第一課工事第１係

電 話 ０１８２－３５－７７８１

（３）その他 CD-Rによる交付とするため、交付希望者は空CD-R（700MB 48倍速）を持参するものとする。交付は無料とする。

7 申請書及び技術提案書の提出方法、提出先及び提出期間

（１）提出方法

① 電子入札方式の場合

本業務に係る申請書及び技術提案書の提出を希望する者は、入札説明書に示す申請書及び技術提案書一式を電子入札方式により提出期間内に送付するものとする。

提出様式については、PDFファイル形式によるものとし、ファイルの合計容量が10MBを超えないものとする。（電子入札方式では、提出できるファイル数が１ファイルに制限されているため、複数のファイルを圧縮（lzh形式等）して、１つのファイルで提出すること。）

なお、技術提案書のファイル総容量がやむを得ず10MBを超過する場合は、入札説明書の別記様式２－１～３－９を電子入札方式により提出し、その他の資料については紙により（２）の提出先に持参、郵送（書留郵便に限る。）、民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第２条第９項に規定する特定信書便事業者による同条第２項に規定する信書便（以下「特定信書便」という。）のいずれかの方法で提出すること。電送又は電子メールによるものは、受け付けない。

② 紙入札方式の場合

本業務に係る申請書及び技術提案書の提出を希望する者は、入札説明書に示す申請書及び技術提案書の様式により提出期間内に（２）の提出先に持参、郵送（書留郵便に限る）、特定信書便のいずれかの方法で提出すること。電送又は電子メールによるものは、受け付けない。

（２）提出先 上記６の（２）に同じ。

（３）提出期間

① 申請書 別表１の②に示す期間

② 技術提案書 別表１の③に示す期間

（４）技術提案書のヒアリングの有無 技術提案書のヒアリングを行わない。

（５）上記６に示す入札説明書の交付期間、場所及び方法により入札説明書の交付を受けた事実が確認されない場合は、提出された申請書及び技術提案書を無効とし、競争参加資格なしとする。

８ 入札及び開札

（１）入札の日時

① 電子入札方式による入札の送信期間 別表１の③に示す期間

② 紙入札方式により持参する場合の入札書の受領期間及び提出先
別表１の③に示す期間に技術提案書とともに上記６（２）の場所に持参し、入札する。

③ 紙入札方式により郵送又は特定信書便による入札書受領期間及び提出先
別表１の③に示す期間までに技術提案書とともに上記６（２）の場所に必着。

（２）開札の日時 別表１の④に示す日時

（３）開札の場所 〒０１３－００５１

秋田県横手市大屋新町字大平９９－３９

東北農政局平鹿平野農業水利事業所

９ 総合評価に関する事項

(1) 落札者の決定方法

入札参加者は、価格及び技術提案書をもって入札をし、次の各要件に該当する者のうち、(2) 総合評価の方法によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

ただし、評価値の最も高い者が2者以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決める。

- ① その者の入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格（以下、予定価格という。）の制限の範囲内であること。なお、入札価格は、設計図書に基づき算出するものとする。

ただし、落札者となるべき者の「入札価格」によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある、著しく不相当と認められるときは、入札価格が予定価格の制限の範囲内である者かつ適切な入札価格と考えられる入札をした者のうちから、評価値の最も高い者とすることがある。

- ② 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、予決令第86条の調査を行うものとする。
- ③ 入札に係る技術等が、公告（これらに係る入札説明書を含む。以下同じ。）において明らかにした技術等の要求要件のうち必須とされた項目の最低限の要求を全て満たしていること。
- ④ 上記において、評価値の最も高い者が2者以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決める。

(2) 総合評価の方法

① 評価値の算出方法

総合評価は、下記②の当該入札者の入札価格から求められる価格点と下記③により得られた技術点の合計による評価値をもって行う。

評価値＝価格点＋技術点

② 価格点の算出方法

価格点の算出方法は以下のとおりとする。

価格点＝価格点の配分点×（1－入札価格／予定価格）

なお、価格点の配分点は46.5点とする。

③ 技術点の算出方法

技術資料の内容に応じ、下記ア、イ及びウの評価項目ごとに評価を行い、技術点を与える。

なお、技術点の最高評価点は46.5点とする。

ア 企業・予定管理技術者の技術力（資格要件・業務執行技術力等）

イ 業務への取組方針（実施方針に対する技術提案等）

ウ 技術提案の履行確実性

技術点の算出方法は以下のとおりとする。

技術点＝（アに係る評価点）＋

{(イに係る評価点×ウの評価に基づく履行確実性度)}

④ 履行確実性に関するヒアリング

本業務は、履行確実性の審査に係る技術提案書のヒアリングを実施するとともに、ヒアリングに際して追加資料の提出を求めることがある。

10 その他

（１）手続における交渉の有無 無

（２）入札保証金 免除

（３）契約保証金 納付（保管金の取扱店 日本銀行秋田支店）

ただし、利付国債の提供（保管有価証券の取扱店 日本銀行仙台支店）又は金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁 東北農政局）をもって契約保証金の納付に代えることができる。

また、公共工事履行保証証券による保証を付し、若しくは、履行保証保険契約の締結を行った場合又は業務完了保証人を付した場合は、契約保証金を免除する。

（４）入札の無効

本公告に示した入札参加者の資格要件を満たさない者の入札、申請書及び技術提案書に虚偽の記載をした者の入札及び別冊「東北農政局競争契約入札心得」において示した条件等、入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消すものとする。

（５）契約書作成の要否 要

なお、契約日は、令和７年度予算成立日以降とする。

（６）手続において使用する言語、通貨及び単位

日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成４年法律第51号）による。

（７）関連情報を入手するための照会窓口

上記３に同じ。

(8) 競争参加資格の認定

上記5の(1)の③に掲げる資格の認定を受けていない者も上記7により申請書及び技術提案書を提出することができるが、当該競争に参加するためには、落札決定時まで、当該資格の認定を受けていなければならない。

(9) 電子入札

- ① 電子入札方式による手続開始後に、紙入札方式への途中変更は原則として行わないものとするが、入札参加側にやむを得ない事情が生じた場合には承諾を得て紙入札方式に変更することができる。
- ② 電子入札方式に障害等やむを得ない事情が生じた場合には、紙入札方式に変更する場合がある。
- ③ 電子入札方式に係る運用については、「農林水産省電子入札運用基準標準例（建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務）」（東北農政局ホームページ：<https://www.maff.go.jp/tohoku/sinsei/nyusatu/densi.html>）によるものとする。

(10) 発注者綱紀保持対策について

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的とした、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22条）第10条及び第11条にのっとり、第三者から以下の不当な働きかけを受けた場合は、これを拒否し、その内容（日時、相手方氏名及び働きかけの内容）を記録し、同規程第9条に基づき設置する発注者綱紀保持委員会（以下、「委員会」という。）に報告し、委員会の調査分析において不当な働きかけと認められた場合には、当該委員会を設置している機関において閲覧及びホームページにより公表する。

発注者綱紀保持対策の詳細は、当省のホームページ
(https://www.maff.go.jp/j/supply/sonota/pdf/260403_jigyousya.pdf) による。
(不当な働きかけ)

- ① 自らに有利な競争参加資格の設定に関する依頼
- ② 指名競争入札において自らを指名すること又は他者を指名しないことの依頼
- ③ 自らが受注すること又は他者に受注させないことの依頼
- ④ 公表前における設計金額、予定価格、見積金額又は低入札価格調査制度の調査基準価格に関する情報聴取
- ⑤ 公表前における総合評価落札方式における技術点に関する情報聴取
- ⑥ 公表前における発注予定に関する情報聴取
- ⑦ 公表前における入札参加者に関する情報聴取

⑧ その他の特定の者への便宜又は利益若しくは不利益の誘導につながるおそれのある依頼又は情報聴取

(11) 詳細は、入札説明書による。

別表 1

①	入札説明書の交付期間	令和 7 年 2 月 6 日から令和 7 年 3 月 10 日まで(行政機関の休日を除く。)の午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分まで。 ただし最終日については午前 11 時 30 分までとする。
②	申請書の提出期間	令和 7 年 2 月 7 日から令和 7 年 2 月 21 日まで(行政機関の休日を除く。)の午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分まで。 ただし最終日については午前 11 時 00 分までとする。
③	技術提案書及び入札書の提出期間	令和 7 年 3 月 5 日から令和 7 年 3 月 10 日まで(行政機関の休日を除く。)の午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分まで。 ただし最終日については午前 11 時 30 分までとする。
④	開札日時	令和 7 年 4 月 3 日 午前 11 時 00 分

注：「行政機関の休日」とは、行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）
第 1 条に規定する行政機関の休日をいう。